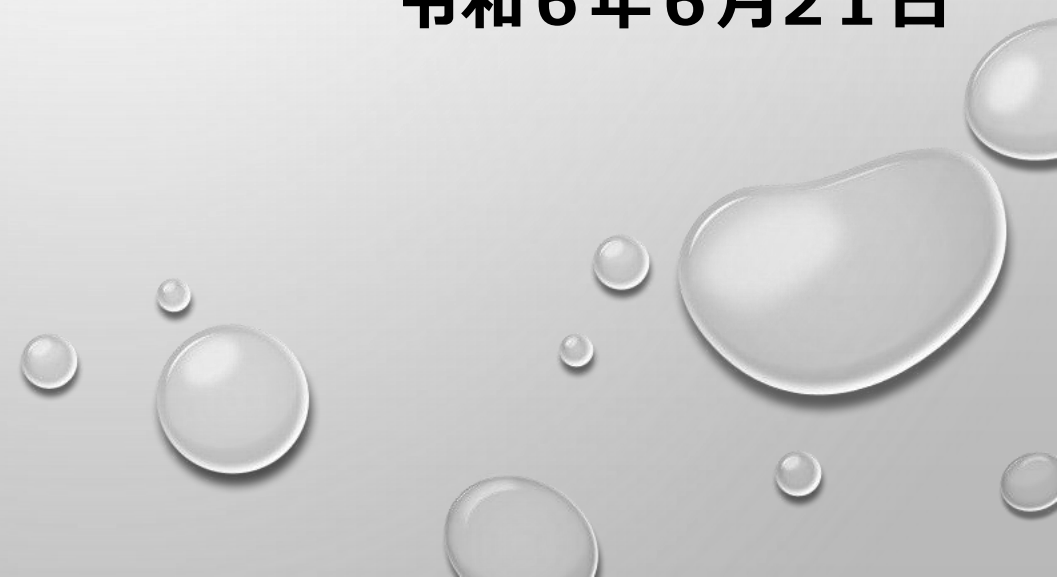




宇部市熱中症対策本部会議

令和6年6月21日



議題

1 熱中症対策の強化について

2 熱中症特別警戒アラート発表時の本市の対応について

3 その他

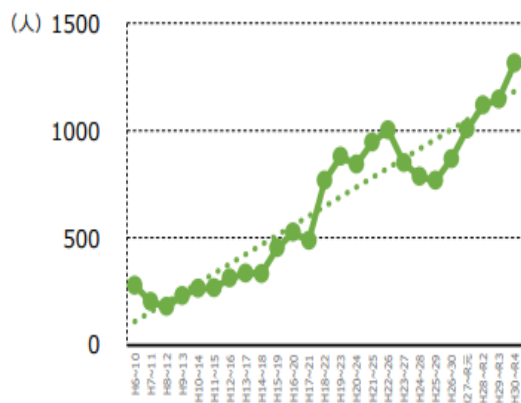
1 熱中症対策の強化について

気候変動適応法の改正（令和6年4月施行）

■ 背景

- 熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取り組んできたが、熱中症による**死亡者数の増加傾向**が続いており、近年は、**年間1,000人を超える年**も。
- 「**熱中症警戒アラート**」（本格実施は令和3年から）の発表も実施してきたが、**熱中症予防の必要性**は未だ国民に十分に浸透していない。
- 今後、地球温暖化が進めば、**極端な高温**の発生リスクも**増加**すると見込まれることから、法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を進める必要あり。

熱中症による死亡者(5年移動平均)の推移



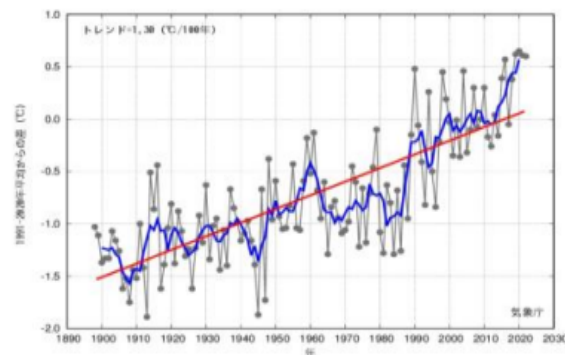
出典:人口動態統計から環境省が作成

自然災害及び熱中症による死者数

	自然災害	熱中症
2017年	129人	635人
2018年	452人	1,581人
2019年	159人	1,224人
2020年	128人	1,528人
2021年	150人	755人
2022年	26人	1,477人

出典:令和5年防災白書及び人口動態統計

日本の年平均気温偏差



細線(黒): 各年の平均気温の基準値からの偏差、太線(青): 偏差の5年移動平均値、直線(赤): 長期変化傾向。基準値は1991~2020年の30年平均値。

出典:気象庁 日本の年平均気温

1 熱中症対策の強化について

対策強化の概要

(1) 熱中症対策実行計画の策定

これまで、法律上の位置づけのない政府の熱中症に関する計画を熱中症対策実行計画として、法定の閣議決定計画に格上げ

(2) 熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)の創設

熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法的位置づけ。更に、より深刻な健康被害が発生しうる場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を創設

(3) 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の創設

熱中症特別警戒情報の発表期間中、危険な暑さから避難できる場所として、冷房機能を有する施設を自治体が指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)に指定

1 熱中症対策の強化について

熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による <u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u> 場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す) ＜これまでの発表回数＞ R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回	気温が <u>特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u> 場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) ＜ <u>過去に例のない広域的な危険な暑さを想定</u> ＞
発表基準	府県予報区等内のいずれか の暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が 33 (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	都道府県内 において、 全ての 暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が 35 (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合
発表時間	前日 午後5時 及び 当日 午前5時 頃	前日 午後2時 頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)

※県内の暑さ指数情報提供地点(15地点): 須佐、萩、油谷、秋吉台、広瀬、岩国、玖珂、柳井、安下庄、徳佐、山口、防府、下松、豊田、下関

1 熱中症対策の強化について

暑さ指数(WBGT)について

暑さ指数(WBGT)とは、人体と外気との熱のやり取り(熱収支)に着目した指標。

暑さ指数＝湿度の効果7:輻射熱の効果2:気温の効果1

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28以上31未満)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25以上28未満)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 (25未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

2 熱中症特別警戒アラート発表時の本市の対応について

(1) 宇部市熱中症対策本部の設置

宇部市熱中症対策本部設置要綱

(目的)

第1条 気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「法」という。)に基づき、国の定める熱中症対策の実行に関する計画に定めた熱中症対策の推進を図るため、宇部市熱中症対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 熱中症に係る総合的な対策に関すること。
- (2) 熱中症特別警戒情報発表時における対策に関すること。
- (3) その他熱中症対策に関すること。

(組織)

第3条 対策本部に本部長、副本部長、本部員を置く。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、対策本部を代表し、会務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

- 2 前項の会議は、本部長が指名する者を構成員とする。
- 3 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。
- 4 ここで審議、決議したものについては、必要に応じて公表するものとする。

(事務局)

第6条 対策本部の事務を処理するため、市民環境部環境政策課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、市民環境部次長をもって充てる。
- 3 事務局長は、対策本部の事務を掌理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月21日から施行する。

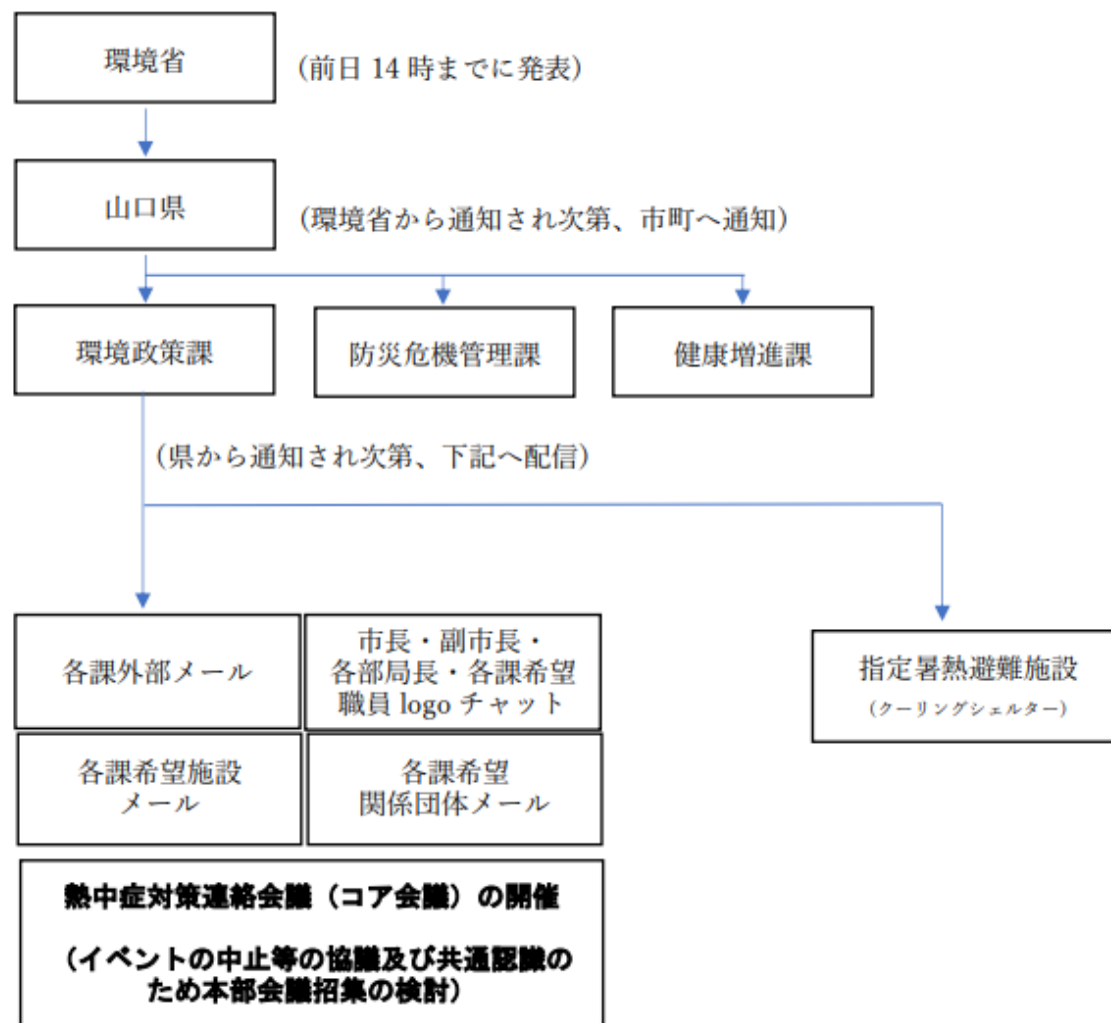
別表(第3条関係)

役 職	職 名
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長
〃	水道事業管理者
〃	交通事業管理者
〃	消防長
〃	総務部長
〃	総合政策部長
〃	観光スポーツ文化部長
〃	市民環境部長
〃	健康福祉部長
〃	こども未来部長
〃	産業経済部長
〃	都市政策部長
〃	土木建設部長
〃	北部総合支所長
〃	教育部長
〃	議会事務局長

2 熱中症特別警戒アラート発表時の本市の対応について

(2) 熱中症特別警戒アラート発表時の伝達体制

- (1) 市民周知は防災メール、公式 LINE 及び市ウェブサイトで配信。
- (2) 庁内及び関係機関・関係団体への伝達体制は以下のとおり。



2 熱中症特別警戒アラート発表時の本市の対応について

(3)クーリングシェルの指定(19施設)

施設名	収容可能人数	開設時間	開設日
本庁舎 1 期棟	72	9:30～16:30	平日
ときわ湖水ホール	50	9:00～17:00	毎日
ときわレストハウス	150	9:00～17:00	毎日
ときわ公園遊園地休憩所	50	9:00～17:00	水曜～月曜日
ときわミュージアム	60	9:00～17:00	水曜～月曜日
東岐波ふれあいセンター	20	9:30～16:30	毎日
岬ふれあいセンター	8	9:30～16:30	毎日
神原ふれあいセンター	20	9:30～16:30	毎日
上宇部ふれあいセンター	6	9:30～16:30	毎日
藤山ふれあいセンター	5	9:30～16:30	毎日
西宇部ふれあいセンター	15	9:30～16:30	毎日
厚南ふれあいセンター	15	9:30～16:30	毎日
小野ふれあいセンター	6	9:30～16:30	毎日
船木ふれあいセンター	30	9:30～16:30	毎日
万倉ふれあいセンター	20	9:30～16:30	毎日
楠こもれびの郷	30	11:00～19:00	毎日(第1、第3水曜日を除く)
楠総合センター	10	9:30～16:30	平日
宇部市立図書館	109	火～金曜日 9:00～19:00、 土・日・祝日 9:00～18:00	火曜～日曜日 (月末、特別整理期間等を除く)
宇部市学びの森くすのき	25	火～金曜日 9:00～19:00、 土・日・祝日 9:00～18:00	火曜～日曜日 (月末、特別整理期間等を除く)

2 熱中症特別警戒アラート発表時の本市の対応について

(4) 熱中症特別警戒アラート発表中の熱中症対策

◎以下のとおり、熱中症予防行動の実施の徹底

- ・室内等のエアコン等による涼しい環境にて過ごす。
- ・こまめな休憩や水分補給・塩分補給
- ・涼しい環境以外では、原則、運動は行わない等の対策の徹底
- ・熱中症にかかりやすい熱中症弱者(高齢者等)は自ら積極的に徹底し、周辺の方も熱中症弱者への声掛けを徹底

◎管理者や責任者がいる場所やイベント等について

- ・管理者や責任者は、適切な熱中症対策が取れていることを確認し、適切な対策が取れていない場合は、中止・延期を検討する。

2 熱中症特別警戒アラート発表時の本市の対応について

(5) 市主催イベント等への対応について

◎原則、日中の屋外イベント等は中止又は延期

(対策例)

- ・予めイベントチラシ等に、アラート発表時は中止又は延期する旨を記載

◎中止や延期による影響が大きく、やむを得ず開催する場合

- ・環境省策定の「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020」を参照し、参加者等の熱中症を予防する対策を実施。

(対策例)

- ・開催時間帯の変更、繰り上げ
- ・給水所や救護所の設置
- ・熱中症予防について、適宜、放送や掲示で啓発
- ・涼しい場所の提供(冷房室・日除け・ミストエリアなど)

2 熱中症特別警戒アラート発表時の本市の対応について

(5) 市主催イベント等への対応について

◎公共施設等の貸し出しについて

屋外の公共施設の貸し出しは原則中止する

屋外遊具など一般に開放している設備等は使用不可

- ・やむを得ず貸し出しをする場合は、借主に熱中症対策の徹底等をお願い

◎地域主催イベント等について

関係課から主催者に対し、市の対応に準じて、中止・延期の検討や開催時の熱中症対策の徹底等をお願い